

中心市街地・商店街活性化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 にぎわいづくり協議会会長（以下「会長」という。）は、本町の中心市街地や商店街の活性化を目的に実施する事業に対して、にぎわいづくり協議会補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（令和7年3月27日制定。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、中心市街地や商店街の持続的発展・継承のため、中心市街地の強み（居住人口の多さ、アクセスの容易さ、観光文化・交流施設及び地域振興拠点施設の立地等）を活かして実施する、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) ふれあいや交流等によるにぎわいづくり事業
- (2) 地域資源（観光文化・交流施設及び地域振興拠点施設、商店街、空き店舗、路上空間、技能技術等）を活用した事業
- (3) 地域課題や地域住民が期待する多様なニーズに対応するための事業
- (4) 地域住民や団体、組織の活性化や人材育成及び団体間の連携促進に資する事業（補助事業者、補助金額及び補助対象経費）

第3条 補助対象事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）及び補助金額は、別表1のとおりとし、補助対象経費は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条に規定する補助金等交付申請書のほか、次に掲げる書類を添えて会長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業概要及び構成員名簿（別記様式第4号。別表1区分2のみ）
- (4) その他必要と認める書類

(補助事業の内容の変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の増減額とし、同項第2号に定める軽微な変更は、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更とする。

- 2 補助事業者は、規則第6条第2項の承認を受けるときは、変更承認申請書（別記様式第1号）を会長に提出し承認を受けなければならない。
- 3 会長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、その結果を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助事業を完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とし、添付する書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

- (3) 事業実績及び構成員名簿（別記様式第4号。別表1区分2のみ）
- (4) 事業の実施状況が確認できる書類
- (5) その他必要と認める書類

（補助金の請求）

第7条 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（別記様式第2号）を、会長が指定する日までに提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第8条 会長は、補助事業の遂行において特に必要と認めるときは、交付決定額の8割の額を上限として、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとする場合は、補助金概算払請求書（別記様式第3号）を会長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月16日から施行する。

別表 1

区分	補助対象者	補助金の額
1	商工会（部会を含む）、商店街組織、事業協同組合、地区経営組織、NPO、まちづくり団体、実行委員会等で規約を備えた任意組織	補助対象経費（消費税を除く）の3分の2以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、補助金の額の上限を20万円とする。
2	山形県が実施するまちづくり人材育成セミナー又はにぎわいづくり協議会及び川西町が実施するまちづくりの人材育成に資するセミナー（以下「セミナー」という）の参加者（参加予定を含む）及び、高校生以上40歳以下の若者（以下「若者」という）が参画する組織（法人格や規約等の有無は問わない）	補助対象経費（消費税を除く）の10分の10以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、補助金の額の上限を40万円とする。

別表 2

区 分	内 容
報償費	謝金（ただし、講師謝金、スタッフ謝金及び物品等借用謝金に限る。）、報償品費
旅費	当該事業に必要な最小限の旅費
需用費	会議費、消耗品費、原材料費、光熱水費、印刷製本費、資料購入費
役務費	通信運搬費、会場整備費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、雑役務費
委託費	集計・分析費、調査・開発研究費、その他委託費（ただし、主たる業務を委託する場合を除く。）
使用料及び賃借料	店舗賃借料、会場借料、機器借上料、借料・損料
備品購入費	無形固定資産購入・開発費、その他備品費（ただし、今後事業を継続するために必要であるものに限る。）
その他	その他、会長が必要と認める経費

※ただし、別表1区分2で事業を実施する場合は、補助対象者の構成員、その家族及び雇用者に支出する経費及び、景品の購入に要する経費は補助対象外とする。